

## 26—01 P U D T

### 手続の停止（中断、中止）

#### 1. 手続の停止

手続の停止とは、一定の事由が存在する場合に、それが消滅するまで一切の手続を停止することをいう。

停止は、法律上の効果を伴い、停止中にされた特許庁及び当事者の手続は、当事者双方又は相手方との関係で無効であることを原則とし、期間の進行も停止される。進行を停止された期間は、手続の受継の通知又は続行のときから、改めて全期間の進行を開始する（特 § 24→民訴 § 132②、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②で準用）。

停止には、中断と中止とがある。

#### 2. 中断

中断とは、審判手続中に、当事者が交代しなければならない事由が発生したとき、新しい当事者が手続に関与できるようになるまでの間、手続の進行を停止して、その当事者の利益を保護するための制度である。法定の中断事由の発生によって当然に発生するものであり、中断事由の発生についての特許庁や当事者の知・不知とは関わりがない。

法定の中断事由は、以下のとおりである。

##### (1) 死亡による中断

ア 当事者が死亡したときは、相続人、相続財産管理人その他法令により手続を続行すべき者がその手続を受け継ぐまで中断する（特 § 24→民訴 § 124①一、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。もっとも、相続放棄（民 § 938）のできる間は、相続が不確定な状態にあるから、手続の受継はできず（特 § 24→民訴 § 124③、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）、相手方からも受継の申立てをすることはできない。

イ 民事訴訟法とは異なり、補助参加の場合においても、参加人に中断の原因があるときには、審判手続は中断する（特 § 148⑤、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

なお、被参加人は審判手続の当事者であるから、被参加人に中断の原因が生じたときは、参加人にもその効力は生じる。

ウ 当事者死亡の場合の受継手続（→26—04）

エ 裁判例

① 当事者が死亡したとき、その相手方がその訴訟の唯一の承継人である場合には、対立当事者の地位が1人に帰すため訴訟は終了し、中断を生じない（大判昭 10. 4. 8（民集 14 卷 511 頁））。

② 特許無効審判の請求人が被告となっている審決取消訴訟の係属中に、当該被告が死亡した場合には、民訴 § 124 に基づき、その相続人その他法令により訴訟を続行すべき者においてその訴訟の手続を受け継ぐべきものであって、訴訟が終了するものではない（最判昭 55. 12. 18（昭 52（行ツ） 130 号））。

(2) 法人の合併による中断

当事者である法人が合併により消滅したときは、合併により設立された法人又は合併後存続する法人が、その手続を受け継ぐまで中断する（特 § 24→民訴 § 124①二、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

(3) 破産法による中断

ア 破産手続開始の決定による中断

当事者が、破産手続開始の決定を受けたときは、破産管財人がその手続を受継ぐまで中断する（破産法 § 46→同 § 44①、②）。

（裁判例）

共同出願に係る拒絶査定不服審判の審理中に、請求人の一人が破産手続開始の決定を受けた事案において、請求人の一人が破産手続開始決定を受けたことにより審判手続は当然に中止し、共同審判請求人の一人に生じた中断は請求人全員についてその効力を生じているため（特 § 132④）、その間にされた本件審決は、無効である（知財高判平 22. 10. 25（平 22（行ケ） 10270 号））。

イ 破産手続終了による中断

破産手続開始の決定により中断した手続であって、破産管財人によりその手続の受継がされた後に破産手続が終了したときは、破産者である当事者がその手続を受け継ぐまで中断する（破産法 § 46→同 § 44④、⑤）。

(4) 手続能力の喪失、法定代理人の死亡、法定代理権の消滅による中断

ア 当事者が手続能力を失い、又は法定代理人が死亡し、若しくはその代理権が消滅したときは、法定代理人又は手続能力を有するに至った当事者がその手続を受け継ぐまで中断する（特 § 24→民訴 § 124①三、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

イ 法定代理権の消滅は、本人または代理人から相手方に通知しなければ、効力を生じない（民訴 § 36①）。この規定は、法人その他の団体の代表者または管理人の権限の消滅にも準用がある（民訴 § 37、民訴規 § 18）。

ウ 官庁が当事者であるときに、その長の変更は、法定代理権の消滅になる。ただし指定代理人がいれば中断は生じない（特 § 24→民訴 § 124②、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）（大判大 4.10.16（大 4（オ） 572 号、民録 21 編 1644 頁））。

エ 会社が解散し、従来の取締役が法定清算人となるときは、法定代理権の変更にはならない（会社法 § 478）。

(5) 信託任務終了による中断

当事者である受託者の信託の任務が終了したときは、新受託者がその手続を受け継ぐまで中断する（特 § 24→民訴 § 124①四、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

(6) 資格変更による中断

一定の資格を有する者が自己の名で他人のために手続の当事者（一定の資格に基づく当事者、いわゆる職務による当事者などを含む。以下この項において「資格当事者」という。）となる場合において、その資格を失ったときは、同一の資格を有する者がその手続を受け継ぐまで中断する。資格当事者が死亡したときも同じである（特 § 24→民訴 § 124①五、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

(7) 会社更生法による中断

ア 更生手続開始の決定による中断

当事者である会社が、裁判所により更生手続開始の決定（会社更生法 § 41）を受けたときは、手続は、管財人などがその手続を受け継ぐまで中断する（会社更生法 § 53→同 § 52①、②）。

イ 更生手続終了による中断

更生手続開始の決定により中断した手続であって管財人によりその手続の受継がされた後に更生手続が終了したときは、会社などがその手続を受け継ぐまで中断する（会社更生法 § 53→同 § 52④、⑤）。

(8) 民事再生法による中断

ア 管理命令による中断

再生手続開始の決定があったときには中断しないが、管理命令が発せられたときには、再生債務者の財産関係の訴訟手続で再生債務者が当事者であるものは、中断する（民事再生法 § 69→同 § 67②）。

イ 再生手続終了による中断

管理命令による中断した手続であって管財人によりその手続の受継がされた後に再生手続が終了又は管理命令を取り消す旨の決定が確定したときは、再生債務者がその手続を受け継ぐまで中断する（民事再生法 § 69→同 § 68②、③及び④）。

(9) 裁判所の保全管理命令による中断

破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがあった場合に、裁判所が保全管理命令を発したときは、保全管理人がその手続を受け継ぐまで中断する（破産法 § 96②→同 § 44、会社更生法 § 34③→同 § 52、民事再生法 § 83③→同 § 67、68）。

（注）

特許（商標登録）異議申立事件においては、特許（商標登録）異議の申立ての承継が認められないので、特許（商標登録）異議申立人側については、上記（1）～（9）の中断事由は適用されない（→66-02の2.、67-02の2.）。

### 3. 中断適用除外

(1) 上記1.の(1)ア、(2)、(4)、(5)、(6)のときは、委任による代理人がある間は、適用しない（特 § 24→民訴 § 124②、実 § 2の5②、意 § 68②、商 § 77②）

(→26—04 の 1 . (3)) 。

(2) 中断適用除外に関する裁判例

① 訴訟代理人が上訴提起の特別授權を有しない場合は、当該審級における判決の送達とともに上級審の訴訟行為に関する限り訴訟代理人を欠くを以って、爾後訴訟手続は上訴の関係においては中断する（大決昭 6. 8. 8 (昭 6 (ク) 788 号) 。

② 控訴、上告の特別委任がある場合なら終局判決の確定、すなわち訴訟の終了まで中断は生じない（大判昭 8. 7. 27 (昭 8 (ク) 1059 号) 。

(3) 代理人死亡の場合の取扱い(→23—11)

#### 4. 中止

中止とは、特許庁又は当事者において審判手続の続行が不能又は不適當となった場合に法律上当然に又は特許庁長官又は合議体の決定によって生じるもので、法定の中止事由は、以下のとおりである。

(1) 特許庁の職務執行不能による中止

天災その他の事由によって、特許庁が職務を行うことができないときは、手続はその事由が消滅するまで中止する（特 § 24→民訴 § 130、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

(2) 次の場合、合議体は申立てにより又は職権をもって手続を中止することができる。

ア 当事者の故障による中止

当事者が不定期間の故障により手続を続行することができないときは、その故障の止むまで中止することができる（特 § 24→民訴 § 131①、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

イ 共同審判等の手続の中止

共同審判又はその再審において、その一部の者について、不定期間の故障があるため、手続を続行することができないときは、その手続の全体を中止することができる（特 § 132④、§ 174②～④、実 § 41、意 § 52、§ 58④、商 § 56①、§ 68④）。

(3) 裁判所の命令による中止

裁判所の中止命令があったときは、手続を中止する。

(例)

更生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、会社の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続の中止を命ずることができる（会社更生法 § 24①）。

## 5. 決定による中止命令

当事者が不定期間の故障により審判手続を続行することができないときは、特許庁長官又は合議体は決定をもってその中止を命ずることができる（特 § 24→民訴 § 131①、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

## 6. 他の審判又は訴訟による中止

(1) 審判において必要があると認めるときは、特許（商標登録）異議の申立てについての決定若しくは、他の審判の審決が確定し又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる（特 § 168①、実 § 40①、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

(例) 特許無効審判と訂正審判の関連的な取扱い（→51—22）

(2) 中止に関する裁判例

ア 民事、刑事の訴訟手続の完結に至るまで、審判手続を中止する必要があるか否かは、審判官の自由裁量に委ねられていて、必ず中止しなければならないものでない（東高判昭 23.5.28（昭 22（オ）11号）、東高判昭 32.3.12（昭 31（行ナ）15号））。また中止申立権を認めたものでもない（大判昭 13.11.28（昭 13（オ）1270号））。

イ 無効審判事件の係属中に、その権利についての訂正許可の審判を請求した者が、無効審判の審理中止願を提出したからといって、この申立てに拘束されないし、その許否の決定を要するものでもない（大判昭 11.7.11（昭 10（オ）2143号））。

## 7. 中断、中止の効力

(1) 期間進行の停止、開始

手続の中断又は中止があったときは、期間はその進行を停止するが、受継又は中止の解消により手続が再び進行したときには、その続行のときから改めて全期間が進行する（特 § 24→民訴 § 132②、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

なお、中断又は中止によって期間の進行が停止するのは手続に関する期間のみであり、例えば、中断または中止中に特許権の存続期間（特 § 67）が満了すれば、当該特許権は消滅する。

(2) 共同審判

共同して審判を請求した者、又は共有に係る特許権に対し審判を請求された者の一人について、審判手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる（特 § 132④）。

(3) 続行禁止

合議体又は当事者は、中断又は中止の間、その事件に関する手続を続行することができない。

(4) 中断又は中止中に行われた手続

中断又は中止中にされた手続は違法であるが、受継又は続行の申立者がその申立て（名義変更届により受継申立てをするときも含む。）の際に、中断又は中止中に当事者又は当庁が行った手続（以下「中断中の手続」という。）の効力について争わないときは、中断中の手続の無効又は取消を主張することは認めないこととする（→方式審査便覧 05. 11（中間手続—8））。

(5) 中断、中止の効力に関する裁判例

訴訟手続中断中、本案についてした当事者の訴訟行為は相手方に対する関係では無効であるが、相手方がその行為を明認し、又はこれに対してなんらの異議を主張しないで、そのまま訴訟行為を続行したときは、いわゆる責問権の放棄により爾後同人はその無効を主張する権利を喪失するものと解する（大判昭 14. 9. 14（昭 13（オ）2445号））。

共同審判請求人の一人である Y が破産宣告を受け、審判手続が中断していたが、これを看過して審決を送達した事案において、Y について生じた上記中断は、共同審判請求人である被告ら全員についてその効力を生ずる（特 § 132④）（東京高判平 13. 1. 31（平成 12 年（行ケ）227 号））。

## 8. 中断、中止した手続の受継

中断又は中止した手続の受継は申立てによって行われ、具体的には、その旨を記載した書面を特許庁に提出してなされる。

申立権者は、新追行者及びその相手方である（特 § 24→民訴 § 126）。

## 9. 中断、中止した手続の受継申立て通知

前項の受継の申立てがあったときは、審判長はその旨を相手方に通知しなければならない（特 § 24→民訴 § 127、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

## 10. 中断、中止した手続の受継についての決定

(1) 特許庁長官又は審判官（合議体）は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続の受継の申立てについて、受継を許すかどうかの決定をしなければならない（特 § 22①、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）（→26—05 の 1.）。

特許庁長官又は審判長からの受継の通知によって、中断が解消し手続が再開される（特 § 24→民訴 § 132②）。

(2) 審判手続の受継の申立ては、特許庁長官又は合議体が職権をもってこれを調査し、理由がないと認めるときは決定をもって却下する（特 § 24→民訴 § 128①、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。却下されたときは中断はなお継続することとなる。

## 11. 中断、中止した手続の受継命令

特許庁長官又は合議体は、中断した審査、特許（商標登録）異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠ったときは、相手方の申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない（特 § 23①、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）（→26—04 の 1. (1)イ）。

この場合において、指定した期間内に受継がなかったときは、その期間の経過の日に受継があったものとみなすことができる（特 § 23②、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。この場合、特許庁長官又は審判長は、その旨を当事者に通知



しなければならない（特 § 23③、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）（→26—04 の 1. (1)ウ、エ）。

## 1 2. 参加人の中断、中止の効力（→57—05 の 3.）

### 1 3. 除斥、忌避関係による中止

除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての決定があるまで、審判手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為についてはこの限りでない（特 § 144、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

### 1 4. 意匠・商標登録出願についての補正の却下による中止

意 § 17 の 2④（同 § 50①で準用）並びに商 § 16 の 2④（同 § 55 の 2②で準用）には、同条第 1 項の規定による補正の却下の決定に対し、意 § 47①若しくは商 § 45①の審判を請求したとき、又は、意 § 59①若しくは商 § 63①の訴えを提起したときは、その審判の審決又は訴の判決が確定するまで、その意匠登録出願又は商標登録出願の審査若しくは拒絶査定に対する審判を中止しなければならない旨規定されている。

（注） 意 § 17 の 2③並びに商 § 16 の 2③には、「第 1 項の規定による却下の決定があったときは、決定の謄本の送達があった日から 3 月を経過するまでは、当該意匠登録出願又は商標登録出願について査定をしてはならない」と規定されている。これは、審査（審判）の中止を規定しているものではない。

したがって、前記 3 月の期間内に、意匠、商標登録出願について査定（審決の場合は 30 日の期間内）以外の手続（例、拒絶理由通知、補正命令）をしても違法ではないし、補正の却下の決定と前後して、又は同時にした手続についての指定期間等は、審判の請求又は訴えの提起がない限り期間の進行を停止しない。

（改訂 H27. 2）



## 26—01.1 P U D T

### 手続中断の状態が長期間続いた結果、権利期間の上限を過ぎ、権利の取得ができなくなった場合の取扱い

#### 1. 取扱い

何らかの原因により手続中断の状態が長期間続いた結果、権利期間の上限を過ぎ、登録されても権利を取得できない状態となった審判事件については、職権をもって審判手続を終了させる。

(参考) 長期間手続が中断され、権利期間の上限を過ぎる事例

- (1) 特許管理人の死亡により手続が中断した後、手続の受継がされない事例  
(平成6年以前の出願)。
- (2) 会社清算後、清算当時の清算人の協力が得られず、特許を受ける権利を受け継いだ者の有無が不明の状態に陥った事例。

(改訂 H27.2)



## 26—02 P U D T

### 権利の承継と手続の続行

#### 1. 手続の効力の承継

特許権若しくは特許に関する権利を有する者のなした、又はその者に対しされた手続の効力は、その特許権または特許に関する権利の承継人に及ぶ（特 § 20、実 § 2 の 5 ②、意 § 68②、商 § 77②）。

「特許権若しくは特許に関する権利」とは、特許権、専用実施権、通常実施権、これらを目的とする質権が挙げられる。また、「特許権とその他特許権に関する権利についてした手続」には、特許権等を有する者がした手続だけでなく、特許庁がした手続も含まれる。

#### 2. 手続の続行

特許庁に事件が係属している場合において、特許権又は特許に関する権利の移転があったときは、特許庁長官又は審判長はそれらの承継人に対し、手続を続行することができる（特 § 21、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

ただし、本条は、本人の死亡等により手続が中断したときにまで、承継人を相手に手続を続行できることを規定したものではない。

#### 3. 続行通知

審判長は上記の規定により承継人に対し手続を続行しようとするときは、その旨を当事者に通知する（特施規 § 17、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）。

##### (1) 続行通知の起案

事件に関し登録担当部署より審判長あての権利異動通知書を受け付けたときは、審判書記官において手続続行通知書を起案して、これを記録とともに合議体に回送する。

##### (2) 続行通知の決裁

合議体が、上記手続続行通知をすべきものと認めたときは、所要の決裁をする。

#### 4. 裁判例

- (1) 意匠権に関し、特許庁に無効審判が係属している場合において、意匠権の移転があったため、審判長が職権により当該譲受人に対して手続を続行することを通知したときは、当該意匠権の譲受人は、当事者の地位を取得し、当該事件の手続の効力は、譲渡人が当該事件の係属に既に知っていたか否かに関係なく、すべて譲受人に及ぶ（東京高判平 12. 1. 27（平 10（行ケ） 391 号））。
- (2) 特許出願の拒絶査定の名宛人である者から当該特許を受ける権利を特定承継した者がした拒絶査定不服審判請求について、特 § 121①所定の期間内にされ、かつ、特 § 34④所定の特許を受ける権利の承継についての特許庁長官への届出がされた場合には、拒絶査定の名宛人でない者からの審判請求であるとの欠缺は補正されるが、当該期間経過後にされた場合には、右の欠缺は補正されない（東京高判昭 60. 12. 24（昭 60（行ケ） 134 号））。

（改訂 H27. 2）

## 26—03 P U D T

### 審判（再審）請求期間の特例

1. 審判（再審）請求人が、その責に帰することができない理由により法定期間（特 § 121①、§ 173①、実 § 45、意 § 46①、§ 47①、§ 58、商 § 44①、§ 45①、§ 61、§ 68④、⑤）内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から 14 日（在外者にあつては 2 か月）以内で、その期間の経過後 6 か月以内にその請求をすることができる（特 § 121②、§ 173②、実 § 45、意 § 46②、§ 47②、§ 58、商 § 44②、§ 45②、§ 61、§ 68④、⑤）。

#### 2. 裁判例

ア 法人の工業所有権関係の保全管理業務の責任者が多忙であったというだけでは「その責に帰することができない理由」には当たらない（東地判昭 48. 11. 16（昭 47（行ウ）110 号））。

イ 請求人が入院手術を受けても、手術後の苦痛の激しい時期を除く期間に審判請求書を作成し提出することに著しい困難があったといえず「その責に帰することができない理由」には当たらない（東高判昭 56. 1. 27（昭 55（行ケ）227 号））。

ウ 在外者である請求人の本国における代理人の病気は「その責に帰することができない理由」に当たらない（東高判昭 57. 10. 28（昭 57（行ケ）91 号））。

エ 代理人事務所の事務員の過失に基づくものである場合は「その責に帰することができない理由」に当たらない（最三小判平 1. 4. 11（平 1（行ツ）8 号））。

（改訂 H27. 2）





## 26—04 P U D T

### 受 継 手 続

#### 1. 当事者の死亡

##### (1) 代理人が選任されていない場合

受継手続の完了するまで手続を中断（→26—01）することになるが、その死亡事実が確認されないとき、及び受継手続のための事務処理は以下のとおりである。

ア 当事者の死亡が推認できても、以下のようにその死亡が確認できないときは、別紙様式1の嘱託書により当該地区市区町村あてに戸籍謄本及び戸籍の附票を請求する。

(ア) 当庁より送達した郵便物が、受取人死亡につき配達不能として差出人戻しとなったとき（昭30抗審2837号）

(イ) 当事者の縁故者などから、上申書などによって当事者の死亡が通知されたが、これを証するに足りる証拠の差出がないとき（昭28抗審618、619号）

イ 当事者が死亡した結果、受継手続の必要を認めたとき、特許庁長官又は審判官（合議体）は、相手方の申立てにより又は職権で相当の期間を指定してアに準じて確認した相続人に対し、手続受継指令書により審判手続の受継を命じなければならない（特§23①、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

ウ 特許庁長官又は審判官（合議体）は、イに指定した期間内に受継がないときは、その期間の経過の日に受継があったものとみなすことができる（特§23②、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

エ 特許庁長官又は審判長は、ウにより受継があったとみなしたときは手続続行通知書を当事者に送付しなければならない（特§23③、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

##### (2) 受継手続の実例

ア 無効審判における権利者Aの死亡のうわさを聞知した審判官は、M市役所にその

死亡並びに相続人を確認するための戸籍謄本の送付方を、様式第1の書面によって囑託した。

イ 戸籍謄本によって死亡を確認したのち、相続人と思われる6名全員に対し30日の期間を指定して、様式第2の書面によって審判手続を受継するよう命じた。

ウ 相続人6名全員はAの相続を放棄したというので、共同相続人全員の住所、氏名を記載し全員が押印した相続放棄を証する書面の差出しを命じた。

エ 本件特許より生じる一切の権利の相続を放棄した旨の相続放棄書の提出はあったが、民法上の効果を確認するため次のような措置をとった。

オ M家庭裁判所あてに、特許権者A（住所記載）の死亡（年月日記載）により、その相続人は自己の相続を知ったときから3か月以内に民法§915、同§938による相続または放棄の申出をなしたか否かを調査の上、通報あるよう囑託した。

カ M家庭裁判所より、相続放棄、限定承認の申述はない旨回答があったため、相続がなかったとは認める由なく、のちにその審決において「特許権の相続が一旦なされたのち、これら各号の特許権より生じる一切の権利が放棄された」と認定している。

### (3) 代理人が選任されている場合（→26—01の3. (1)）

本人が死亡しても代理権は消滅しない（特§11、実§2の5②、意§68②、商§77②）から、特§24（実§2の5②、意§68②、商§77②）によって準用される民訴§124②の適用により手続の中断を生じないが、次の諸点に注意する。

ア 代理人の辞任、死亡その他の事由でその訴訟代理権がなくなるか、あるいはその本来与えられた代理権の範囲に属する事項を完了すると、その時点で手続は中断する。

たとえば、代理人の代理権は審級限りを原則とするため（審級代理の原則）、審決取消訴訟の提起について特別の授権がある場合等上級審についての代理権限がある場合を除き、代理人が選任されているときでも、審決謄本の送達とともに、手続は中断する（東京高判昭48.6.29（昭47（行ケ）12号）、東京高判昭42.11.21（昭42（行ソ）1号））。

イ 中断事由によって当事者の交代が生ずるときは、代理人は新当事者の代理人として審判手続にあたる。もっとも、このとき、審判は従来当事者の名でそのまま追行でき、誰がその承継人かがその当時明確にならなくとも、審判の続行は妨げられ

ない。

ウ 死亡者の名で下された審決については、最初から死者を当事者としたときとは異なり、その承継人に対する審決として有効である。

また、当事者が死亡等した場合であっても、その承継人が自己の名で改めて委任状を提出したときは、その承継適格を調査し、これを肯定するときは、その名で審決することは妨げられず、もしそれが誤ってしたとしても、真の承継人に対する審決として同様に有効である。

## 2. 当事者である法人の破産等

- (1) 当事者に対する破産手続開始の決定（破産法 § 30①）、更生手続開始の決定（会社更生法 § 41①）又は管理命令（民事再生法 § 64①）により中断した手続（破産法 § 46 で準用する同 § 44①、会社更生法 § 53 で準用する同 § 52①、民事再生法 § 69 で準用する同 § 67②）は、管財人などにおいてこれを受け継ぐことができる（破産法 § 46 で準用する同 § 44②、会社更生法 § 53 で準用する同 § 52②、民事再生法 § 69 で準用する同 § 67③）。
- (2) (1)の受継があるまでに破産手続又は更生手続が終了若しくは管理命令を取り消す旨の決定が確定したときは、破産者等である当事者が当然手続を受継する（破産法 § 46 で準用する同 § 44⑥、会社更生法 § 53 で準用する同 § 52⑥、民事再生法 § 69 で準用する同 § 68④①）。
- (3) (1)の受継があった後、破産手続又は更生手続の終了若しくは管理命令を取り消す旨の決定の確定により中断した手続は、破産者等である当事者が受継しなければならない（破産法 § 46 で準用する同 § 44⑤、会社更生法 § 53 で準用する同 § 52⑤、民事再生法 § 69 で準用する同 § 68⑤③）。

(改訂 R1.6)

様式1（その1）

<b>嘱 託 書</b>	
	令和 年 月 日
○ ○市区町長 殿	
	特 許 庁 審 判 長
<p>不服20XX-〇〇〇〇〇〇（特願20YY-△△△△△△）事件について、請求人である下記の者の死亡事実並びに相続人を確認するための戸籍謄本及び戸籍の附票各1通御送付願いたく嘱託いたします（戸籍法第10条の2第2項）。</p>	
記	
住 所	
氏 名	

様式1（その2）

<b>嘱 託 書</b>	
	令和 年 月 日
○ ○市区町長 殿	
	特 許 庁 審 判 長
<p>当庁における無効20XX-800〇〇〇（特許第〇〇〇〇〇〇〇号）の特許無効審判事件に関し、登録された権利者である下記の者の所在を確認するための住民票の写し、転出している場合は除かれた住民票の写し御送付を嘱託いたします（住民基本台帳法第12条の2第1項）。</p>	
記	
住 所	
氏 名	

様式 2

発送番号 1 2 3 4 5 6 1 / E  
 発送日 令和 年 月 日

## 手続受継指令書

令和 年 月 日  
 特許庁 審判長

審判請求の番号 不服 2 0 X X - 〇〇〇〇〇〇  
 (特許出願番号) (特願 2 0 Y Y - △△△△△△)  
 推定相続人 〇 〇 〇 〇 様

この審判事件について、当庁が行った職権調査の結果、請求人であります〇〇〇氏は令和 年 月 日に死亡されていることが判明しました。

貴方はその第一順位の推定(共同)相続人と認められますので、この指令の発送の日から 6 0 日以内に審判手続の受継をしなければなりません。

上記期間内に受継をしないときは、特許法第 2 3 条第 2 項の規定により受継があったものとみなして審判事件の手続を続行します。

外第一順位推定相続人 〇 〇 〇 〇  
 〇 〇 〇 〇

(実) 平成 5 年改正前の実用新案法第 5 5 条第 2 項の規定によって準用する特許法第 2 3 条第 2 項

(意) 意匠法第 6 8 条第 2 項の規定によって準用する特許法第 2 3 条第 2 項

(商) 商標法第 7 7 条第 2 項の規定によって準用する特許法第 2 3 条第 2 項

---

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

審判課第〇〇担当 〇〇 〇〇

電話 03(3581)1101 内線 XXXX ファクシミリ 03(3501)XXXX

様式 3

発送番号 1 2 3 4 5 6 1 / E

発送日 令和 年 月 日

手続続行通知書

令和 年 月 日

特許庁 審判長

審判請求の番号 不服 2 0 X X - 〇〇〇〇〇〇  
(特許出願番号) (特願 2 0 Y Y - △△△△△△)  
相続人 〇 〇 〇 〇 様

この審判事件について、請求人であります〇〇〇〇氏が死亡（令和 年 月 日）のため、貴方に対し審判手続の受継を指令しましたが、指定した期間内に受継の申し立てがされませんでしたので、特許法第 2 3 条第 2 項の規定により受継があったものとみなして審判事件の手続を続行します。

(実) 平成 5 年改正前の実用新案法第 5 5 条第 2 項の規定によって準用する特許法第 2 3 条第 2 項

(意) 意匠法第 6 8 条第 2 項の規定によって準用する特許法第 2 3 条第 2 項

(商) 商標法第 7 7 条第 2 項の規定によって準用する特許法第 2 3 条第 2 項

---

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

審判課第〇〇担当 〇〇 〇〇

電話 03(3581)1101 内線 XXXX ファクシミリ 03(3501)XXXX

## 26—05 P U D T

### 受継許否の決定

1. 特許庁長官又は審判官（合議体）は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続について受継の申立てがあったときは、受継を許す（許可）か否（却下）かの決定をしなければならない（特 § 22①、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

民訴 § 128 に同趣旨の規定があるが、これは、判決の効力を受ける者を明らかにするとともに、上訴期間を明確にするためのものとされる。

2. 上記 1. の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない（特 § 22②、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

3. 決定の謄本は当事者に送付される。

4. 決定の例

昭 44 審 3541 号

(改訂 H27.2)

